

議案第158号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 大型水槽車 1台
- 2 取得先 東京都八王子市中野上町2丁目31番1号
日本機械工業株式会社本社営業部
部長 山下 康弘
- 3 取得価格 98,670,000円
- 4 取得理由 災害現場における消防活動に充てるため。